

大<sup>おお</sup>野<sup>の</sup>節<sup>さだ</sup>夫<sup>お</sup>

学位の種類 経済学博士  
学位記番号 経 第 23 号  
学位授与年月日 昭和 5 5 年 1 1 月 1 3 日  
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 2 項該当

学位論文題目 『資本論』における「一般的結論」

論文審査委員 (主査)  
教授 服部 文 男 教授 田 中 菊 次  
助教授 柴 田 信 也

論 文 内 容 の 要 旨

本論文において究明を試みた主題はマルクスの『資本論』に固有な「一般的結論」=いわゆる史的唯物論を発掘し解明することである。近年の旺盛なマルクスの社会思想史的、理論史的研究は史的唯物論の再構成という課題を提起しているが、この主題設定は、この課題にたいし、『資本論』段階において『資本論』の体系的理論的検討によって答えることにほかならない。この主題の追求によって史的唯物論の再構成のための確実な土台が構築されるであらう。

従来、マルクスの史的唯物論はその完全な定式化とみなされてきた『経済学批判・序言』(1859年)の「一般的結論」の記述に依拠して理解されてきた。近年における研究はこのことに反省を促し、史的唯物論の全体像を、その前史である確立過程でのマルクスの記述に、あるいは同時期の『経済学批判要綱』の記述に求めてきている。このような研究の有意義なことについてはいうまでもない。しかし、従来の研究が『序言』の「一般的結論」の機軸をなす生産力と生産関係との対応に関して根本的な検討を加えているとはいいがたい。ただ、解釈の余地を認め、たとえば生産力を生産力の構造と理解すべきことなどがいわれているにすぎない。また、『序言』の「一般的結論」の後史に関しては、それが『資本論』にたいし「導びきの糸」になったこと、あるいはそれが『資本論』によって論証されたことを自明視

し、ただその個々の点において深化、発展がはかられたことを認めているにすぎない。ここにおいては『序言』の「一般的結論」が『資本論』にたいして基本的に有効であることは疑われてさえいない。

しかし、『経済学批判』から『資本論』へのマルクスの経済学研究に飛躍があり、また両者の間に段階が画しうるならば、それらの「一般的結論」としての史的唯物論を同一視することは困難であろう。けだし、いわゆる史的唯物論がマルクスの経済学の研究にとって「導びきの糸」であるにしても、それはなによりも社会と歴史との唯物論的な研究の「一般的結論」にはかならないからであり、その内容が研究の到達段階に制約されているからである。したがって『資本論』段階のマルクスの研究が『経済学批判』段階のそれと段階を画しうるものであるならば、『経済学批判・序言』に定式化されている「一般的結論」はまさに『経済学批判』段階の研究水準に制約されたものとなり、『資本論』段階にはそれに固有な「一般的結論」が別個に想定されることを不可避とする。逆に、『経済学批判・序言』のそれとは別個な「一般的結論」が『資本論』にみいだされるならば、このことは『経済学批判』と「資本論」との段階的差異を照射するものとなる。この想定からすれば『経済学批判・序言』の機軸をなす生産力と生産関係との対応も、『資本論』段階にたいして自明の前提とされるべきものではなく、反対に『資本論』段階の検討において再把握されるべきものになろう。

主題の追求にあたっては1860年以後のマルクスの『資本論』を中心とする全著述の全面的検討がおこなわれ、これらの記述に即して徹底した解釈がはからねばならない。この解釈にあたっては、『経済学批判・序言』の「一般的結論」との整合性を求めることでなく、あえていえばそれとの矛盾が生来することをおそれてはならない。さらに、本研究ではもっぱらマルクスの記述をとりあげ、エンゲルスの記述においてマルクスのそれを解釈することもさしひかえられねばならない。

このような主題設定と方法とにより、マルクスの『資本論』段階に固有な「一般的結論」が獲得され、これによってこれと相関的な『資本論』の体系的理解もまた深化するであろう。

序章、第1章では『資本論』段階の「一般的結論」の機軸がどのようなものであるかをとりあげる。まず明確にされなければならないことは、『経済学批判・序言』の「一般的結論」にたいして『資本論』段階において機軸が変更されている可能性があることである。端的に言えば、それは生産力と生産関係との対応から生産様式と生産関係との対応への変更である。この変更の可能性を示唆する直接的な手がかりは『経済学批判・序言』において「生産諸関係の総体が社会の経済構造をなす」と定式化されていたものが、『資本論』では「一定の生産様式とこれにそのつど対応する生産諸関係、簡単にいえば社会の経済構造」と表現が変更されて引用されている事実である。このことはつぎのことを意味している。第一に経済学の

対象としての社会の経済構造が生産諸関係だけでなく生産様式と生産諸関係からなることである。このことは『資本論』の対象についての記述である「資本家的生産様式とこれに対応する生産・交通諸関係」に符合している。第二にここに生産様式と生産関係との対応が明示されていることである。『経済学批判・序言』の定式を変更してしめされたこの対応こそ『資本論』段階の「一般的結論」の機軸をなすものである。

生産様式と生産関係との対応が機軸をなすことは、右のかぎりではさしあたりは仮説である。この仮説に立脚し、まずマルクスの生産様式カテゴリーの概念規定から明確化しよう。従来、生産様式は生産力と生産関係を統一したものとみなされてきた。しかし、この生産様式規定はマルクスにそのものとしてはみいだされず、しかも生産様式と生産関係との対応と矛盾する。そこで最近では生産様式を生産関係を捨象したもっぱら生産力に関わるものとする生産力的な生産様式規定が主張されてきており、他方で生産力的規定だけでなく、生産関係と同義とみる生産関係的規定もマルクスにみいだせると主張されてきている。しかし、これらの主張は、生産様式を生産力と生産関係との直接的対応に適合的に規定するものであり、この点において『資本論』段階におけるマルクスの生産様式規定に相応するものかはきわめて疑問である。マルクスの『資本論』段階における生産様式の種々の用例は、一般的に規定された＝一定の生産を意味している場合と、特殊的に一定の生産関係に包摂された生産を意味している場合とがあることをしめしている。資本家的生産様式とは後者の用例であり、資本家的生産関係に包摂された生産のことであり、生産様式が生産関係と同義であるあるいは含んでいることではありえない。また、一定の生産関係による生産の包摂は使用価値の生産の現実的姿態にも規定性を与えるものであり、使用価値の生産の現実的姿態を意味する生産様式の用例においても生産関係による包摂あるいは生産関係が捨象されているとはいえない。マルクスにおける生産様式カテゴリーは一定の生産を意味するかあるいは一定の生産関係に包摂された生産を意味しているものである。

この生産様式カテゴリーの理解を前提にしたとき、生産様式と生産関係との対応は資本家的生産様式と資本家的生産関係との対応において具体化されて把握されることになる。生産力は、資本家的生産様式が具体的には一定の生産方法として実在することにおいて、この生産方法のもつ使用価値の生産能力と把握られ、しかも生産の主体的条件としての労働の生産力として相対的に独立化されたものとなる。この関連において労働の生産力と生産様式とは対応する関係にあり、また並置されて表現されうることになる。そして資本家的生産様式には資本家的生産関係が対応する。この対応は相互に対応しあう関係である。資本家的生産関係に資本家的生産様式が対応することは、資本家的生産関係によって生産が包摂されたときに資本家的生産様式が成立することに、したがって資本家的生産関係が資本家的生産様式の

前提となっていることに明瞭にあらわれる。反対に資本家的生産様式に資本家的生産関係が対応する。前者が後者を再生産することにおいて、前者が後者の根拠となる。さらに前者の発展が後者の発展をももたらす。資本家的生産様式の発展は資本家的生産関係の発展をうながし、資本の集積・集中をひきおこし、また相対的過剰人口をとまなう労働者人口の増大をももたらす。資本家的生産様式の発展は資本家的生産関係を変化させもする。前者は後者に「社会的所有」＝「少数者による社会的所有の取得」をも生みだすのである。したがって、資本家的生産様式に資本家的生産関係が対応する局面は資本家社会の経済構造の発展と矛盾とを全面的に展開し、また次の社会構成のための主体的、客体的諸条件をつくりだすものである。

生産様式と生産関係との対応において、生産関係カテゴリーもまた明確になる。それは生産において人びとが成立させる関係にはかならないが、より詳しくみれば、生産において機能する生産の主体的、客体的諸条件にたいする人びとの関係としての所有関係であり、また生産の産物の取得関係である。これらはまた一定の交通形態によって規定されているものである。

マルクスの生産様式のカテゴリーの理解の補論として、小生産様式ならびに「bürgerlichな生産様式」の問題が、資本家的生産様式との関連において検討される。最後に、『資本論』段階における生産力と生産関係との対応をしめす諸記述がとりあげられる。この対応は否定されているのではなく、ただ生産様式を媒介にした対応といまやみなされるべきであり、したがって、生産力と生産関係との直接的対応という理解やそこに経済構造の機軸的關係を求める理解が否定されているのである。一見して直接的に対応しているとみえるものも、人類史的メルクマールとしての生産力の発展段階に歴史的な経済構造を規定し、生産様式の前提となっている諸生産関係を位置づけているものなのである。

第2章では、生産様式と生産関係との対応を基礎にして『資本論』における所有論、資本家的私的所有の理解をとりあげる。従来、『資本論』における所有の問題は体系的に全面的にとりあげられてきたとは必ずしもいえない。だが、『資本論』における機軸的關係としての生産様式と生産関係との対応を前提にして所有を位置づけるならば、所有は生産様式の前提としての生産諸条件すなわち生産の主体的、客体的諸条件の所有関係、さらに生産様式に根拠をおく生産物の取得様式として把えられる。これらの2つの契機において所有を把えることが可能となる。

資本家的私的所有の一契機が生産諸条件の所有関係すなわち労働力商品の所有者と生産手段（資本）所有者との関係であること、しかもこの所有関係が資本家的生産様式の一つの前提条件であることはいうまでもない。他方の契機である取得様式は解明を必要とする。『資

本論』において「他人の労働の搾取に基礎をおく資本家的私的所有」と表現される所有は、一定の生産様式に根拠をおく取得の表現であり、資本家的取得様式を表現しているものである。この表現における「基礎」＝根拠は資本家的私的所有の実体的根拠とみなされる。それは「他人の労働の搾取に基礎をおく」所有を資本家的私的所有となす形態的根拠ではありえず、資本家的私的所有の権原をそこにみいだしているものでもない。これらのことは「自分の労働に基礎をおく私的所有」にもまた妥当する。さらに取得様式としての資本家的私的所有は蓄積の契機を内包したものととして、たんなる「不払労働による、不払労働の取得」ではなく、不払労働の取得によって自らを増大させている所有と理解されるべきである。このことの明確化は、『資本論』第一巻体系における資本家的取得様式・法則すなわち資本家的私的所有としての総括が、剰余価値論の総括としての「資本と労働との交換」の本性の規定ではなく、蓄積の契機をとまなう資本の本性の規定であることに帰結する。しかも、すぐれて実体的な関係における規定であることを明確にする。

この理解を前提にするとき、いわゆる「取得法則の転変」規定も新たな照明をあびることになる。従来、「取得法則の転変」規定は商品生産の取得法則の資本家的取得の法則への転変と理解され、また「内容」としての資本家的取得の法則から「形式」である商品生産の法則を「仮象」として位置づけるものとみなされてきた。このような理解はドイツ語版『資本論』の記述に依拠したものである。しかし、マルクス自身にとって最後の『資本論』になったフランス語版『資本論』はドイツ語版の記述を変更し、このような理解を事実上否定している。フランス語版でマルクスは商品生産の諸法則を個別的、孤立的過程に立脚するものとみなし、資本家的取得の法則を階級間の継続的過程に立脚するものとみなし、両者を「なじまない尺度」としているのである。これは「形式」と「内容」との関連づけではなく、また「仮象」と把えることでもない。フランス語版でうちたてられた見地を敷衍すれば、商品生産の諸法則が「形式」であるのにたいし、資本家的取得の法則は「実体」となろう。またそこでは商品生産の取得法則は「仮定」としても設定されていない。商品生産の所有法則は資本家的取得の法則という「反対物」に転変するのではなく、その内実が資本家的取得の法則に変化するのである。ドイツ語版で「仮定」として設定された商品生産の取得の法則は、フランス語版では登場せず、ただ歴史的な取得様式が私的小生産者の取得様式として登場している。それゆえ、フランス語版における「取得法則の転変」はただ歴史的な取得様式の転変なのである。このようなフランス語版での改訂と新たな編成は「商品生産の所有法則の資本家的取得の法則への転変」規定がドイツ語版でもっている難点を解決し、歴史的な取得様式の転変に基準を与えるものである。

第3章では、『資本論』の総括的記述である「資本家的蓄積の歴史的傾向」の節（章）の

記述が全体的に検討される。「資本家的蓄積」とは生産様式に対応する資本家的生産関係のことであり、実的にいえば資本家的私的所有のことにほかならない。

この節(章)は資本家的私的所有の歴史的生成である資本の本源的蓄積の基本規定でもって記述が始まる。ほかならぬこの基本規定にドイツ語版とフランス語版とでは重大な差異が存在する。前者ではそれが「小生産者の私的所有の解消」と規定されているのにたいし、後者では「小生産者の所有の解消」と規定されている。フランス語版も「第一の否定」を「小生産者の私的所有」の否定と規定しているのであるから、その本源的蓄積の基本規定は「第一の否定」とも区別されているものである。この差異は、フランス語版で資本の本源的蓄積が本源的収奪であると明確化されたことにのみ関わるのではない。この差異は両版の「歴史的傾向」論が包含する人類史的認識すなわち資本家的生産と所有との人類史的認識の差異に照応するものである。ドイツ語版は事実上封建社会の崩壊において出現した「小生産者の私的所有」を起点にするのにたいし、フランス語版は始源の集団的生産と集団的所有の崩壊以後の「小生産者の所有」を起点にするからである。したがって、この差異は「歴史的傾向」論の両版の論理構成をも異ならしめるものでもある。この差異において、「第一の否定」が否定する「個人的所有」の位置づけもまた両版で区別される。ドイツ語版では個人的所有は「小生産者の私的所有」に不可分であり、その一属性として「個人的な私的所有」として措定されている。これにたいし、フランス語版ではそれは「小生産者の所有」そのものと理解することが可能であり、かつこの個人的所有が私的形態規定をうけたものとして「私的な個人的所有」という理解を可能とする。したがってこの差異は「否定の否定」の認識にも関わる。

「歴史的傾向」論はマルクスによる資本家的経済構造の基本矛盾の記述を包含している。それは資本独占と資本家的生産様式との矛盾である。これは資本家的生産関係と資本家的生産様式との矛盾にひとしい。この矛盾は資本家的生産関係における資本と賃労働者との敵対的關係に根拠を有し、また資本家的生産様式に内在しているものでもある。それゆえ、この矛盾の解決は、資本独占と生産様式との矛盾に根拠をおく労働者階級による資本独占の止揚に求められる。これこそ収奪者が収奪されることにほかならない。

資本独占の止揚、資本家的外被の除去は「否定の否定」であり、「これは労働者の私的所有を再建しないが、資本家時代の成果に基礎をおき、協業と土地をふくむすべての生産手段の共同占有とに基礎をおく労働者の個人的所有を再建する。」マルクスが書きとどめたこの未来の所有規定は、先年来「個人的所有」の理解をめぐる論争をひきおこした。エンゲルス以来の生産手段は社会的所有、消費手段が個人的所有であるという理解にたいして、生産手段の個人的所有を核心とする理解が主張されてきた。しかし、この論争はマルクスの生産様式論、取得様式論ならびに「歴史的傾向」の論理構成の内容を十分にふまえてなされたとは

いえず、この所有規定の登場する一パラグラフだけをとりあげ論者の恣意的な理解をあてはめ、解決がつかないままに終始したといえよう。「歴史的傾向」論の全体のなかでこの所有規定を厳密に解釈するならば、次の諸点で把えられよう。第一に「個人的所有」は取得としての所有であり、生産手段あるいは消費手段の所有を意味していないこと、第二に「協業と土地をふくむすべての生産手段の共同占有とに基礎をおく」とは個人的所有の実体的根拠であること、したがって集団的生産に実体的根拠をもつ個人的所有になること、第三にこの実体的根拠は「資本家時代の成果」であるが、資本家の外被を否定の否定において除去されたものであり、したがって「資本家時代の成果」の継承になること、第四に「労働者の個人的所有」は第一の否定において否定された個人的所有の再建であるが、小生産を実体的根拠とする個人的所有の再建ではなく、集団的生産を実体的根拠とする個人的所有の再建であること、第五に再建される労働者の個人的所有は、集団的に生産した富を個人が取得することにはかならず、マルクスの後の『ゴータ綱領批判』においていわれる「協同的富」の、諸個人の「必要に応じた」取得を意味していること、である。

このような個人的所有の理解は、未来の所有を社会的取得とする理解に対立する。マルクスの労働者の個人的所有の再建という規定の意義は、生産が社会的になっているがゆえにまた取得も社会的になるという理解にたいして、取得は個人的であることを明確にすることにある。マルクスにおける「社会的所有」は、社会が所有の主体になることではなく、生産手段を諸個人が共同占有し、生産物＝富を個人が取得する所有の総体を、始源の集団的所有に對比して人類の本史の集団的所有として特徴づけたものである。

フランス語版『資本論』は「歴史的傾向」論において本源的蓄積を「小生産者の所有の解消」と規定することにより資本家の生産と資本家の所有との人類史的な認識をより明確にした。このことはマルクス自身の人類史そのものの認識の進展をしめしている。生産様式を根底において特徴づけられ、「歴史的傾向」論に示唆される人類史の四段階（前史の三段階）把握をうきぼりにすれば、始源の集団的生産、小生産、資本家の生産、集団的生産となる。このような人類史の把握は、私的所有の形態的根拠をたんに商品交換のみならず、集団的生産から小生産への転化を根底におく、小生産者私人への生産手段の帰属にも求めるようになったことにもとづくとおもわれる。

結章では、フランス語版『資本論』に示唆される人類史の四段階把握が、その後のマルクスの「古代社会」研究において深められていることを、『ザスーリッチあての手紙草稿』で確認し、「始源的構成」から「二次的構成」への転化、「二次的構成」から資本家社会への転化という人類前史の二大画期についてのマルクスの把握に論及する。さらに、明らかにしてきた『資本論』段階の「一般的結論」から『経済学批判・序言』の定式について再検討し、

生産力と生産関係との対応の問題ならびに「経済的社会構成の累進的な諸時期」についての再把握を試みている。

## 論文審査結果の要旨

I 本論文は、社会思想史を専攻する提出者が、マルクス研究の途上において当面した諸問題を解決しようとする試みをまとめた『生産様式と所有の理論—『資本論』における「一般的結論」—』と題する著書を内容とするものであるが、本論文の題目としては、この著書で意図されているところを端的に示す副題が掲げられている。その内容は、序章『資本論』における「一般的結論」、第1章 資本家的生産様式と対応する生産諸関係、第2章 資本家的生産様式と資本家的所有、第3章 「資本家的蓄積の歴史的傾向」の論理構成、結章 人類史把握と『序言』の「一般的結論」再考からなっている。

まず序章では、これまでマルクスの唯物論的歴史観が『経済学批判』の「序言」(1859年)のなかで「一般的結論」として与えられている記述にもとづいて理解されてきたのにたいして、この「一般的結論」がマルクスのその後の研究によってどのように発展させられたかを、もっぱら『資本論』を中心とする1860年以降の諸著作・草稿等に即して明らかにしようとする本論文の基本的構想が示されている。

ついで第1章では、生産力と生産関係との矛盾を機軸とする考え方から、生産様式と生産関係との矛盾を機軸とする見解へとマルクスの唯物史観が変化をとげた点に着目して、「生産様式」の概念の解明に力がそそがれている。これまで主として、生産力と生産関係との統一としてとらえられてきたこの概念を、生産関係によって規定された社会的生産およびその現実的姿態としてとらえるべきであるとする見解は、本論文全体の基底をなすものといえることができる。

第2章では、生産様式と生産関係との対応を前提として所有の問題があつかわれ、所有は、生産の主体的・客体的諸条件の所有関係、および生産様式に根拠をおく生産物の取得様式という二つの契機においてとらえられる。自己労働にもとづく私的所有については、『資本論』ドイツ語版で資本家的取得法則にたいする「仮象」とみなされていたのにたいして、マルクス自身が目を通した最後の版となったフランス語版では、叙述を変更して上記の理解を事実上否定し、個別的・孤立的過程に立脚する商品生産の所有法則から階級的・継続的過程に立脚する資本家的取得法則への転変が説かれ、歴史的な取得様式の転変を示すものとなっていることが明らかにされている。

さらに第3章では、『資本論』の総括的記述ともみうる「資本家的蓄積の歴史的傾向」



の部分の詳細に検討され、ドイツ語版とフランス語版とのあいだに重大な相違があることに着目して、前者が「本源的蓄積」を「第一の否定」すなわち小生産者の私的所有の否定と同一視しているのにたいして、後者はこの二つを区別していることが示されている。そして、このことが、「本源的蓄積」が本源的収奪であることを明確にただけでなく、生産および所有の人類史的把握をも可能にするものであること、さらに、「否定の否定」によって再建されるとする「個人的所有」についても、集団的生産を実態的根拠とするものであることが示されている。

最後に結章では、フランス語版『資本論』で示唆された人類史把握が、その後のマルクスによる「古代社会」研究によって進展せしめられたことがあとづけられ、『資本論』段階での「一般的結論」から『経済学批判』の「序言」の定式が再検討されるとともに「経済的社会構成の累進的諸時期」が「継起的諸時期」と区別されるべきことが述べられている。

II 本論文提出者は、従来必ずしも明確ではなかった生産様式および所有の問題について、統一的な観点から体系的把握を試み、これまで解決済みと考えられていたところに多くの未解決の問題を発見してその解明をはかっており、いたるところで独自の解釈を提出している。もとより、その思索にはなお今後の研鑽にまつべきものなしとせず、とりわけ、最近あいついで公刊されつつある『資本論』関係資料による再検討が必要であろう。しかし現在の時点において、マルクスの『資本論』段階の基本的構想の解明という困難な課題と取りくみ、かなりの成果をあげることができた点において、本論文は高く評価されるべきである。

以上審査するところによって、本論文の提出者は経済学博士の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認定する。